**一時入院の利用手続について**

（青森県重症難病患者在宅療養支援事業）

１　利用登録

　　○　一時入院を希望される方（当面の利用見込みがない場合も含む。）は、あら

かじめ、お住まいの地域を管轄する保健所に、利用登録申請書を提出します。

（利用登録手続は初回のみです。）

　　○　対象患者の要件を満たし、一時入院の利用が必要と認められた際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用登録通知書が通知されます。

２　利用申込

　　○　利用登録後、一時入院の利用を希望する場合は、利用開始日の概ね１か月

前までに、難病診療連携コ－ディネーターあてに利用申込書を提出します。

住　　所:〒030-8553 青森市東造道2-1-1

青森県立中央病院医療連携部内 難病診療連携コーディネーターあて

電話番号:017-726-8416

　　　　※１　利用登録と利用申込を同時に行う場合は、いずれも難病診療連携コーディネーターに提出します。

　　　　　 　２　やむを得ない事情により、利用開始日の概ね１か月前までに利用申込できない場合

は、早めに難病診療連携コーディネーターにご相談ください。

* 利用申込書に診療情報提供書（紹介状）を添付する必要があるため、早め

に主治医に作成してもらってください。その際、主治医には、一時入院医療

機関名は未定である旨お伝えください。なお、診療情報提供書の作成費用は、

健康保険の負担割合に応じて250円（1割負担）～750円(3割負担)程度かか

ります。

○　利用申込を行うと、難病診療連携コーディネーターが患者本人の病状等を電話で確認した上で、医療機関、移送業者等と利用調整を行います。

　　　　 ※ 一時入院の利用期間は、同一年度で１４日以内です。

○ 利用調整が行われ、一時入院の利用を決定した際には、県庁がん・生活習慣病対策課から利用決定通知書が通知されます。